

社会福祉法人

三芳町社会福祉協議会「愛の福祉基金」設置規程

平成8年4月1日
規程 第44号

(趣 旨)

第1条 この規程は、三芳町愛の福祉基金（以下「基金」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 基金は、地域福祉推進及び、災害発生等緊急時の支援を目的として、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下「町 社協」という。）に設置する。

(積み立て)

第3条 基金は、町民・団体・企業等の寄付金並びにその他の収入をもって積み立てるものとする。

(管 理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用基金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、当該年度の一般会計に繰り入れ、地域福祉推進に要する費用に充てるものとする。

(繰り替え運用)

第6条 会長は、財政上必要があると認めたときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第7条 基金は、その年度中に積み立てた額の原則として7割を処分し、翌年度の一般会計に繰り入れ、地域福祉に関する事業財源に充てる。

2 前項の処分を除き、次の各号に該当する場合は、当該必要額を処分することができる。

(1) 三芳町民が、別表に定める災害の範囲で被災した際に、災害見舞金を支給するとき。

(2) 大規模災害など市町村区域を超える有事の際の、緊急救援物資及び、避難所における備品、また、被災者、避難者に対する緊急の生活資金の貸付等として必要と認めるものに充てるとき。

(災害見舞金の支給)

第8条 災害見舞金の支給は、町行政が罹災を確認した者及び世帯について、当該罹災の内容を確認の上、別表に定める支給額により支給する。

(審査委員会の設置及び構成)

第9条 会長は災害見舞金額の改定や、その他重要な事項が発生した時は、速やかに災害見舞金支給審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、災害見舞金支給等について審議し、承認を得ることとする。

2 審査委員会は、委員若干名で組織する。

3 委員は、社協の理事、評議員及び社協会長が必要を認めた者のうちから委嘱する。

4 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、基金の管理及び処分について、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表

災害見舞金支給額

1 災害見舞金支給額

支給範囲	支給額
災害により死亡	1人当り 10,000円
災害により負傷3週間以上	1世帯当り 5,000円
災害により住宅が全壊(全焼)	1世帯当り 10,000円
災害により住宅が半壊(半焼)	1世帯当り 5,000円
災害により住居が水損	1世帯当り 5,000円
災害により住居が床下浸水	1世帯当り 5,000円

※見舞金の支給は1回とする。

2 災害の範囲

- ①火災
- ②風水害
- ③雷
- ④その他異常な自然現象など

3 支給先

- ①個人
- ②世帯
- ③その他審査委員会が認めたもの